

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 新座市

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

###### 【回答】

県の運営方針では、法定外繰入金の段階的な解消と令和9年度までの県内保険税率の統一化が示されており、本市においても、この方針により段階的に標準保険税率に近づけていく必要があるため、被保険者の税負担に配慮しながら、毎年税率改正を予定しています。

(所管：国保年金課)

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

###### 【回答】

県の運営方針では、法定外繰入金の段階的な解消が示されています。本市においては、この方針により国民健康保険事業を推進してまいります。

(所管：国保年金課)

###### (2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

###### 【回答】

本市の令和4年度税率改定後の医療分に係る応能割合については、おおむね73%と、県内他市との比較でも高い状況となっており、低所得者に配慮した割合となっています。

しかしながら、一般会計からの法定外繰入金の段階的な解消と県内保険税率の統一化を見据えて、本市の税率を標準保険税率に近づけていくため、応益割合を引き上げていかなければならない状況となっています。

今後も、被保険者の税負担に配慮しながら、保険税率統一化への対応を図るとともに、医療費の適正化や収納率の向上、保険者努力支援制度による歳入の更なる獲得を目指すなど、税率の圧縮に努めてまいります。

(所管：国保年金課)

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】**

子どもの均等割に関して、特に多子世帯において保険税負担が重くなる問題は、公的保険制度の在り方を検討する中で、その財源等を含めて国で議論されるべき問題であると捉えています。

現在、国において全世代型社会保障改革の方針が示され、医療制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料等軽減措置を導入することとなりましたので、本市においても令和4年度から子どもに係る均等割保険税軽減措置を実施しています。

(所管：国保年金課)

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】**

国保加入者は所得の低い方が多く、他の医療保険と比較して所得に対する保険税負担が重いことは、全国的な問題であると認識していますが、国民健康保険制度の費用負担の在り方については、国において議論すべき問題だと考えています。

また、平成30年4月以降、国保の財政運営の責任主体は都道府県となりましたので、被保険者の皆様の負担については、都道府県において議論すべき問題だと考えています。

なお、県の運営方針では、法定外繰入金金の段階的な解消が示されていますので、一般会計からの法定外繰入金については、この方針により令和3年度は4.95億円、令和4年度は2億円措置しています。

(所管：国保年金課)

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

本市では、短期保険証を含め、全ての被保険者に保険証を送付しています。

国民健康保険資格証明書については、災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税の納期限から厚生労働省で定める期間(1年間)が経過するまでに当該保険税を納付しない場合、保険者間の税負担の公平性を図る観点から、有効期間を6か月とする短期被保険者証又は世帯主に被保険者証の返還を求めた上で交付しています。

今後も、国民健康保険税の収納率向上対策の一つとして実施していく考えですが、平成23年10月の更新時から、資格証明書の裏面に、病気及び負傷等の特別な事情が生じたときは被保険者証を交付する旨を記載しています。

なお、現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(所管：国保年金課)

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

納税相談等がない被保険者については、収納率向上対策として保険証一斉更新時において、

1 か月程度の窓口留置を実施しています。

(所管：国保年金課)

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(所管：国保年金課)

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第25条の規定に基づき対応しており、減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に対応しています。また、低所得世帯に対しては、7割・5割・2割の軽減措置を設けています。このため、減免基準について、一律に生活保護基準の1.5倍とすることは考えていません。

税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談時に説明していますが、引き続き、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を図ってまいります。

(所管：国保年金課)

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】**

令和2年度、令和3年度に引き続き、国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準が示されたことから、令和4年度も同様に国民健康保険税の減免を実施し、市ホームページ、広報等で周知します。

なお、本減免額は補助金の対象となるため、国の基準を緩和して減免を実施する考えはありません。

(所管：国保年金課)

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

本市では、平成23年10月24日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。災害により資産に重大な損害を受けた方や失業などにより収入が著しく減少した方などが生活保護基準に近い収入しか得られていない場合に、入院時の一部負担金について、事前の申請に基づき減免等を行うものです。平成30年10月から段階的に生活保護基準が見直され、今までの減免対象者が、対象外とならないように減免対象範囲を広げる要綱の改正を行いました。

減免の所得基準については、生活保護基準額に対して1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯については免除、1000分の1155を乗じて得た額を超え855分の1080を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

本改正は、国の基準に基づき行ったものであり、同基準に基づく減免に対しては、国の財政支援が行われるものです。制度の拡充は、市独自の財源を必要とするものとなりますので、これを行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

一部負担金の減免申請書については、一定の条件を満たす必要があります。そのため、世帯の状況や事由を詳細に聞き取り、個別に審査をしなければならないことから、申請者によって用意していただく書類が異なります。申請書類については、この審査に必要な事項を御記入いただくものとなりますので、既存の申請書を改めることは難しいと考えています。

(所管：国保年金課)

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

一部負担金減免制度は、個々の状況によって判断するため、医療機関の会計窓口で手続きを行うことは困難だと考えます。

(所管：国保年金課)

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

本市では、納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、滞納原因等を確認しており、その上で、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないよう十分に配慮し、滞納整理を行っています。

(所管：納税課)

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

なお、その際には、差押禁止額等の法令上の規定を遵守し、執行しています。

(所管：納税課)

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

②と同様、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

売掛金についても、給与等の差押禁止の規定を準用するなど、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、差押えを執行しています。

(所管：納税課)

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

国民健康保険税については、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、納税課と国保年金課で連携を図り、別途納税相談の機会を設けており、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しています。

今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて納税の猶予制度や生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の実態に即した対応を心掛けてまいります。

(所管：納税課)

- (7) 傷病手当金を支給してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

本市では、市独自の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、傷病手当金の支給対象ではない自営業者に対し、一人当たり20万円の傷病見舞金を支給しています。財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおり、財政支援について国及び県に要望を行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

国民健康保険制度においては、様々な就業形態の被保険者がいることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっています。

令和2年1月から、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある者を対象とした傷病手当金について、国において特別調整交付金による財政支援を行うことが決定された

ため、本市においても新座市国民健康保険条例を改正し、傷病手当金を支給することとしました。

この対応については、新型コロナウイルス感染症対策の一環であることから、現時点で恒常的な施策とする考えはありませんが、今後については、国、県及び他市の動向を注視してまいります。

(所管：国保年金課)

(8) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険税の税率や賦課方法等重要事項を審議する重要な役割を持っており、国民健康保険事業に対する専門的な知識と識見が必要とされます。このため、公募は馴染まないと考えます。

(所管：国保年金課)

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会の委員については、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表する方及び被用者保険等保険者を代表する方を委嘱しており、広く市民の意見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

(9) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

**【回答】**

特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の本人及び家族の負担については、平成26年度から無料としており、令和4年度も引き続き無料で実施します。

(所管：国保年金課)

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**

特定健診とがん検診をセットにした総合健診（集団健診）を実施しています。

(所管：国保年金課、保健センター)

③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**

被保険者の特定健診受診状況をAIで分析し、タイプ別に内容を変えた受診勧奨通知（圧着ハガキ・ショートメッセージサービス）を送ることで、受診率の向上を目指します。

(所管：国保年金課)

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診データ等の個人情報については、新座市個人情報保護条例を遵守し、厳正に管理しています。

(所管：国保年金課)

## 2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

令和4年10月から導入が決定した2割負担については、市としては混乱のないよう制度を運営することが役割であり、中止を要請する立場にはありません。

(所管：長寿はつらつ課)

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は法に基づいて全国的に運営されていることから、本市独自に軽減措置を設けることは適当でないと考えます。

(所管：長寿はつらつ課)

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りについては、対象を低所得者に限らず、サービス提供事業者が在宅支援として行っているほか、地域包括支援センターにおいては、高齢者宅への訪問や不在時における安否確認を兼ねたポスティング等により、常日頃から見守り活動を行っています。

また、健康状態の把握、治療の継続等については、低所得に限らず、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として、健診結果等の分析・支援対象者の把握、健康相談・保健指導を実施しています。

(所管：長寿はつらつ課)

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本市では、後期高齢者人間ドック及び宿泊施設の利用助成などの長寿・健康増進事業を実施していますが、更なる拡充については、現在のところ考えていません。

(所管：長寿はつらつ課)

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】**

後期高齢者健康診査及びがん検診（個別、集団検診：一部は2年に1度受診可能）は、市が指定する医療機関で無料で受検できます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業として、75歳及び80歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施されています。

なお、人間ドックについては、より詳細な検査を行うこととなりますので、5,000円の自己負担を頂いて実施しています。

（所管：長寿はつらつ課）

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】**

地域の公立・公的病院、民間病院の拡充については県の事業になります。

新座市を含む南西部保健医療圏（2次医療圏）では療養病床及び一般病床の既存病床・感染症病床等について、現在既存病床数が基準病床数を下回っているため、病床の新設や増加を制限していません。

市としては、地域の実情に応じて埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じて、必要に応じて県に要望してまいります。

（所管：保健センター）

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

医療従事者への支援等の所管である県としても、医療従事者等の人材の確保が必要だと認識しており、埼玉県医師育成奨学金や埼玉県新人看護職員研修事業費補助等の様々な医療従事者支援を行っていますので、引き続き、県の動向に注視するとともに、必要に応じて周知してまいります。

また、市としても、市民の健康を守る地域医療体制の確立のため、朝霞地区医師会に補助金を交付しているほか、朝霞地区の看護師不足を解消するため、朝霞地区看護専門学校の事業運営費を補助しています。

（所管：保健センター）

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】**

市においては、早期に新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室を設置するなど、新型コロナウイルス感染症対策への対応を図ってまいりました。

今後も、限られた職員数の中で弾力的に対応してまいります。

(所管：保健センター)

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

県の動向に注視し、必要に応じ、保健所の増設や体制強化などを要望してまいります。

(所管：保健センター)

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

市が管理する施設については、必要に応じてPCR検査を実施しています。市が管理する施設以外でのPCR検査等の社会的検査の拡大については、費用負担が大きいことから、市の財政状況を踏まえ、実施する予定はありません。

(所管：保健センター)

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

市では、65歳以上の高齢者及び65歳未満の特定の基礎疾患を持つ方で無症状者を対象としたPCR検査を、令和3年1月から3月まで実施しましたが、600人の定員に対して、43人の実施と大幅に見込みを下回りました。このため、市の費用負担が大きいPCR検査を実施する予定はありません。

なお、現在、県において、無症状者を対象とした無料検査（PCR検査・抗原定性検査）を実施しています。

(所管：保健センター)

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

8月17日時点での市の12歳以上の3回目接種率は67%となっています。また、2回目接種をした方が約13万人で、3回目接種をした方については10万人を超え、およそ8割の方が接種済みです。

現在、4回目接種を行っており、接種は順調に進んでいるところですが、今後、国から新たな方針等が示された場合には速やかに対応できるよう備えてまいります。

(所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室)

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答】**

第8期の介護保険料率の設定については、介護保険給付費支払準備基金の取崩しや高所得者層の保険料率の見直しにより、保険料基準額の上昇の抑制を図ったところです。

また、第8期においても低所得者層への更なる保険料軽減強化策として、公費を投入した保険料率の段階的引下げを実施しています。

次期改定に向けて、今後も被保険者数の推計や介護サービス量の見込み、必要となるサービス基盤の整備等を十分に精査し、適正な保険料率の設定に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により令和3(2021)年度に実施した介護保険料の減免状況は38件(30名)で、減免金額は合計1,381,776円となっています。

令和4(2022)年度も引き続き実施してまいります。

(所管：介護保険課)

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

低所得者の保険料については、公費を投入して第1段階及び第2段階の引下げを実施していることから、独自の保険料軽減は考えていません。

また、減免制度については、災害等のいわゆる法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方を踏まえ、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

(所管：介護保険課)

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答】**

利用者負担に関しては、保険料と同様に法定減免について規定していますが、本市の財政状況を踏まえると、更なる軽減策の拡充は困難です。

(所管：介護保険課)

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増え

た利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】**

特定入所者介護サービス費（補足給付）については、令和2年度と令和3年度で対象者自身の所得の状況やサービスの利用状況、給付対象者等が異なるため、比較をして制度の改正による影響を把握することはできないと考えていますが、令和4年度に実施している高齢者福祉施設サービス事業者向けアンケートにおいて、負担限度額の変更に伴う入所継続困難等に係る相談の有無について設問を設けています。現在、取りまとめを行っていますが、アンケートの結果を踏まえつつ、国の動向を注視しながら、必要に応じて意見を上げてまいります。

（所管：介護保険課）

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

**【回答】**

現在、厚生労働省が定める負担限度額認定（利用者の負担が過重にならないよう、生活保護受給者や所得が低い人に対して、介護保険施設に入所中〔ショートステイ含む〕の方の食費と居住費について負担の上限額が定められ、軽減措置が講じられる制度）がありますが、本市の財政状況を踏まえると、地域密着型の施設を対象とした更なる軽減策の拡充は困難です。

（所管：介護保険課）

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】**

介護事業所については、介護保険サービス種別ごとの給付状況や、市指定の地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議での意見等から新型コロナウイルス感染症拡大の影響と状況の把握を行っています。

本市では、介護事業所への対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度には、不足する衛生用品の配布や介護従事者に対して新座市地域応援ぷらすクーポンの配布を行い、事業所の支援を行いました。

また、令和4年度には、原油価格の高騰により影響を受けている事業者を支援するため、燃料費支援金事業を実施しています。引き続き、事業所の状況の把握と対策について検討を行ってまいります。

（所管：介護保険課）

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生した当初、不足したマスクを始めと

する衛生用品や非接触型温度計等の配布を行いました。また、その後も、国から提供されたプラスチック手袋等の配布を断続的に行ってまいりました。現在は、感染が発生した事業所に対応するため、衛生用品の備蓄を行っています。

(所管：介護保険課)

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】**

新型コロナワクチン接種については、国で接種順位等を定めています。さらに、初回(1・2回目)接種、3回目の接種完了から5か月以上経過しないと追加接種ができないことから、各々接種期間が異なります。このため、ワクチン接種については、医療機関や市が行っている集団接種等での対応をお願いしています。

なお、各施設において市外の医療機関に接種を委託した場合、要望によりワクチンの分配を行っています。

PCR検査の実施については、本市では、令和3年2月中旬に市指定の高齢者施設等従事者を対象としたPCR検査を実施しました。また、現在、公共施設等のPCR検査事業として、感染者が発生した市内の障がい福祉施設及び高齢者施設に対し、行政検査の対象外となった感染者周辺の無症状者について、早急にPCR検査ができるよう体制を整えています。事業者から感染症発生報告があった際には、速やかに検査キットの活用を周知してまいります。

PCR検査等の社会的検査の拡大については、市の費用負担が大きいことから、実施する予定はありません。

(所管：介護保険課、保健センター、新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室)

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】**

施設や在宅サービスの基盤整備については、第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の際に実施したアンケートの結果や市内事業所の実態等を分析し、必要なサービスの検討を行いました。第8期計画期間となる令和3年から5年度までにおいては、地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「(看護)小規模多機能型居宅介護」の整備を目標とし、令和4年度中に「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備を行う予定です。また、今後も「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備に向けて公募を実施する予定です。

なお、特別養護老人ホーム等の施設サービスについては、第8期計画における整備目標はありません。既存の施設サービス及び在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めるものとします。

(所管：介護保険課)

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

## 【回答】

地域包括支援センター（高齢者相談センター）は、地域包括ケアシステムの構築のための中核機関として各日常生活圏域に設置しています。

市では、これまで、各センターの業務量を事業評価により把握することで、委託料や人員配置の適正化に努めてまいりました。

具体的には、平成29年度に西部圏域にセンターを増設、平成30年度に全センターの配置職員を増員、令和2年度には人件費を抜本的に見直し、委託料を増額しました。

さらに、令和5年度からの北部第一圏域の高齢者人口の増加に伴うセンター増設を契機として、センターの公平中立性及び質の向上を目指し、市内全域の受託法人の選定を実施しました。その結果、委託基準の統一化を図ることができたほか、事務所費を予算計上する等、更なる充実を図りました。

地域包括支援センターが求められる役割は年々複雑かつ重要になってきていることから、これからも必要に応じて体制の充実を図ってまいります。

（所管：介護保険課）

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

## 【回答】

市では、介護人材の確保策の一つとして、平成29年度から朝霞市・志木市・新座市の三市合同で「認定訪問介護員合同養成研修」を行い、訪問型サービスAを実施する事業所の従事者の養成に努めてまいりました。さらに令和3年度からは内容を拡充し、更にステップアップした資格へとつながる入門的研修を実施しています。

引き続き、市で実施が可能な人材確保と定着に必要な対策や支援を検討してまいります。

（所管：介護保険課）

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

## 【回答】

ヤングケアラーに関する啓発チラシを来庁した市民の目に留まるようラックに配架し、周知、啓発に努めています。また、市内指定特定相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携しながらヤングケアラーの把握に努めるとともに、ヤングケアラーを把握した際は、ヤングケアラーを含めた家族全体の支援も視野に、障害者総合支援法による介護給付費等の支給を決定するよう努めています。さらに、ヤングケアラーに関する研修等を市内指定特定相談支援事業所に周知したり、学校とも連携し、スクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行っています。

県が条例を制定したことも踏まえ、ケアラー支援の重要性は高まっており、今後施策の充実が求められると認識していますので、引き続き、ケアラー支援に係る庁内の連携を図り、市としてできることを検討し、着実に進めてまいります。

(所管：障がい者福祉課、介護保険課、教育相談センター)

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

**【回答】**

保険者機能強化推進交付金については、市町村や都道府県のような様々な取組の達成状況を評価できるように客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために国が創設した制度です。市としては、交付金を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進していくことが重要だと考えていますので、国や県に廃止を要請する考えはありません。

(所管：介護保険課)

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

**【回答】**

今後、高齢化が更に進展することが見込まれる中、制度の根幹を大幅に変えることは介護保険制度を維持する観点からも難しいと考えますが、御意見については、機会を捉えて国に伝えてまいります。

(所管：介護保険課)

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

**【回答】**

令和4年度については、国や県からの補助がなく、衛生用品の配布を市単独で実施することは費用負担が多くなることから、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】**

感染者が発生した市内の障がい福祉施設に対し、行政検査の対象外となった感染者周辺の無症状者について、早急にPCR検査ができるよう体制を整えています。

入院体制の確保については、県において実施しているため、その動向を注視してまいりま

す。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

**【回答】**

市では、新座市障がい者通所施設体制強化事業補助金交付要綱により、基準以上に人員を配置した事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

新型コロナワクチン接種については、国で接種順位を定めており、障がいのある方は「基礎疾患を有する者」に該当する場合に優先接種をすることとされています。

また、追加接種（4回目）では、3回目の接種完了から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満のうち基礎疾患のある方等を対象に実施されています。

本市では、原則として、基礎疾患のある方からの申請により4回目の接種券を送付していますが、初回（1・2回目）接種時に基礎疾患による優先接種を市に申し込んだ方、精神障がい保健福祉手帳を所持している方、療育手帳を所持している方には申請不要で接種券を順次送付しています。

なお、本市では令和3年度から、市内高齢者施設、障がい者施設及び居宅介護支援事業所に通知を行い、移動が困難で希望される方に対し、定期的に訪問接種を実施しています。

(所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室)

- 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

**【回答】**

令和5年度に地域生活支援拠点等を1か所確保するべく、面的な体制整備（地域の事業者等が機能を分担して支援を行う体制）を視野に検討を進めています。また、医療的ケアが必要な人への支援についても、地域生活支援拠点等の整備を検討する中で、必要に応じて検討してまいります。ヤングケアラーへの支援については、上記2-10のとおりです。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

施設整備について、現時点で市独自の補助制度を創設する考えはありません。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

当事者の声が反映されるよう、新座市地域自立支援協議会と連携しながら、市に必要な機能を整備してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあつた設置を進めてください。

**【回答】**

入所施設の機能を持った施設やグループホームで暮らすことを直ちに希望しているか、そうでないかを判断することは困難であるため、将来的に必要な生活の場に対する計画を策定することはできません。しかしながら、需要が増加していることは把握していますので、今後も事業所の確保に努めるとともに、市内外の事業所との連携を強化し、必要なサービスが提供されるよう努めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

老障介護家庭に対する緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の提供の確保は、地域で安心して暮らすための重要な課題の1つと考えていますので、地域の指定特定相談支援事業所、グループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、新座市地域自立支援協議会とも連携し、地域生活支援拠点等の整備と併せて検討を進めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

**【回答】**

グループホームや障がい者支援施設等の利用者や家族が帰省を希望した場合、一律に障害者総合支援法による介護給付費等が利用できないということはありませんので、個々のサー

ビスの希望に応じて、必要な対応をしているものと考えています。

(所管：障がい者福祉課)

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、平成31年1月から所得制限が導入されたことから、本市においても財政状況等を勘案し、同要綱にのっとり所得制限を導入しました。

なお、一部負担金等の導入はしていませんが、本市単独で所得制限及び年齢制限を撤廃することは、現時点で検討していません。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化については、県が主体となり統一化した制度を確立するよう、県に要望しています。

なお、埼玉県の現物給付導入に伴い、本市においても令和4年10月から現物給付の対象地域を朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）から県内全域に拡大します。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

本市では、独自事業として、自立支援医療の所得区分が非課税者（課税者については精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る。）に対する自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成を行っています。

そのため、本市単独で、重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に精神障がい者保健福祉手帳2級所持者を含めることや、入院医療費を対象とすることは、現時点で検討していませんが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

**【回答】**

二次障がいについても、障がい者手帳の等級により重度心身障がい者医療費支給事業の対象者を認定しています。

二次障がいの進行を抑えるためには、治療やリハビリ等の医療が必要であり、医療に関することについて医療機関へ啓発することは難しいと考えます。

(所管：障がい者福祉課)

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

本市においては、平成14年4月1日から新座市障がい児(者)生活サポート事業を実施しています。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

①県補助金額に対する持ち出し金額

令和3年度	補助所要額	13,091,000円
	ー) 県補助金額	<u>2,000,000円</u>
	持ち出し額	11,091,000円・・・A

②市独自の利用料助成に対する持ち出し金額

持ち出し額 6,070,225円・・・B

○市の持ち出し額  $A+B=17,161,225$ 円

(所管：障がい者福祉課)

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

利用時間については、1年につき150時間を利用上限としています。本市においては、利用者の利用促進を図るため、利用者の負担軽減策として利用料の助成を行っており、利用上限時間の拡大については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

障害児(者)生活サポート事業については、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市においては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円(全額)まで、県の補助対象とならない障がい者に対しては1時間当たり450円の利用料の助成を行っています。

そのため、利用者の更なる負担軽減については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

現行においては、本市の人口規模により県の補助が年額200万円を上限としているため、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、利用者の負担軽減を図ることは難しい状況です。

そのため、県に対して、引き続き補助金額の拡充等制度の改善を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

**【回答】**

本市では、障がい者の社会参加促進事業として、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に、年間24枚の福祉タクシー券を配布しています。さらに、人工透析を受けている方については、年間48枚の福祉タクシー券を配布しています。

福祉タクシー制度については、埼玉県と協定を締結しているタクシー事業者の協力によるものであり、単独での実施は難しいことから、市独自で100円券等の補助券を導入することは難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度については、1、2級及び肢体不自由で

3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。

また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限は設けていません。

さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのICカードに対する助成事業も実施するなど、制度の拡大も図っています。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

近隣の朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施しています。

また、機会を捉えて、県に補助事業の復活を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

**【回答】**

平成31年2月に新座市地域防災計画を改定し、現在、民間施設及び公共施設を含めて次の9施設を福祉避難所に指定しています。

- ①菜々の郷 ②福祉の里 ③第一老人福祉センター ④殿山亀寿苑
- ⑤新座市児童発達支援センター「アシタエール」 ⑥そら一れ新座
- ⑦第二老人福祉センター ⑧みかんの里 ⑨晴和苑

個別避難計画については、避難支援等関係者である町内会や自主防災会と連携し、引き続き作成に努めてまいります。

(所管：危機管理室)

(2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**

避難行動要支援者については、より実効性のある制度とするため、平成31年4月1日に対象者の要件の見直しを行いました。現段階で登録する枠を拡大する考えはありません。

なお、対象者要件に該当する方については、御家族の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿への登録が可能です。

要支援者の避難経路の確認については、町内会や自主防災会などの避難支援等関係者に依

頼し、避難場所のバリアフリーについては、避難場所となっている施設と連携してまいります。

(所管：危機管理室)

(3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

**【回答】**

市では、新座市洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、想定最大規模の大雨（おおむね1,000年に一度程度の確率で発生すると考えられる大雨）が降った場合の浸水範囲や浸水した際の浸水深及び浸水継続時間について掲載し、広く住民に周知しています。また、新座市地震ハザードマップを作成し、市内の液状化しやすい地域や揺れやすい地域を同マップ上に掲載しています。

この2つのハザードマップについては、現在、市ホームページに掲載していますが、今後も引き続き掲載し、住民等への意識啓発を行ってまいります。

(所管：危機管理室)

(4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

福祉避難所については、二次的な避難所として位置付けており、市内の指定緊急避難場所（41か所）に避難されてきた方のうち、重度の治療を必要とする方については、病院へ移送し、寝たきり等日常生活に全介助が必要な方や精神障がい等配慮を要する方などについては、順次、福祉避難所に移送することとしています。

したがって、現段階では登録制にすることは考えていません。

(所管：危機管理室)

(5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

市では、自らの安全は自ら守るという理念を基本として、市民や事業者等に対して、平常時から最低3日分（できれば1週間）の物資を備蓄するよう啓発しています。

一方で、災害時に住家が全壊した等の被災者への支援を行うため、避難者想定人数等に基づき、食料や生活必需品等の備蓄目標を設定し、その維持・管理に努めており、指定避難所となっている各施設に設置した防災備蓄倉庫等で管理しています。

こうした救援物資については、在宅避難している方々に対しても提供することとしています。ただし、避難所以外に配送することは考えていません。

なお、避難所へお越しいただければ、救援物資を提供します。

(所管：危機管理室)

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討

してください。

**【回答】**

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意されている方の情報については、平常時から町内会等の避難支援等関係者に提供し、地域支援者の選出や日頃の見守り活動等に努めていただいています。

一方で、災害時においては、情報提供に同意されていない要支援者の情報についても、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で情報を提供することとしており、市といたしましては、避難支援等関係者を中心に提供することを想定しています。

(所管：危機管理室)

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

市では、新型インフルエンザ等感染症対策についても自然災害対応を行う危機管理室が対応することとしており、関係部署で連携し、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染防止対策を講じています。

保健所については県の機関であるため、県の動向を注視するとともに、保健所の機能強化を図るための職員の拡充や相談体制の整備を県に要望してまいります。

(所管：危機管理室、保健センター)

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】**

現時点で、障がい福祉関連事業の新設、削減、廃止など、検討している事業はありません。

また、市では令和2年10月に財政非常事態宣言を発出（令和3年度末に解除）し、障がい福祉関連事業を含む市政全般の事業の見直しを行ったところですが、その見直しにより廃止した事業を復活する考えは現時点ではありません。

(所管：財政課)

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

本年4月1日時点の待機児童数は5名ですが、幼稚園や家庭保育室を利用中又は求職活動休止中、育児休業の延長可能な申請者等を含めると86名となります。前年同時期は101名であり、比較すると15名の減少となっています。

(所管：保育課)

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児357人、1歳児668人、2歳児810人、3歳児738人、4歳児760人、5歳児766人、計4,099人となっています(公立保育所、法人保育所、認定こども園、小規模保育施設の定員20%拡大)。

(所管：保育課)

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

本市では、これまで認可保育所等の整備を進めてきた結果、待機児童は減少傾向となっており、保育の受け皿は充足していると考えています。

その一方で、既存施設の保育士不足による受入枠制限により、保育の受け皿を活用しきれていないことが課題ですので、引き続き保育士確保策を進めることで、待機児童解消を進めてまいります。

また、待機児童が存在する現状においては、公立保育所についても維持し、保育の受け皿として活用する予定です。

(所管：保育課)

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

公立保育所については、保育士を加配することにより育成支援児童の受入れを実施しています。また、法人保育所についても、受入れに当たり、加配する保育士の確保策として、令和4年度から補助の増額を行っています。

(所管：保育課)

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設へ移行する際の補助については、本市では、国の補助制度に基づき実施しています。

一方、待機児童が減少し、保育の受け皿が充足している状況においては、新たな認可保育施設の整備について、慎重に判断してまいります。

(所管：保育課)

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

少人数保育の実施に当たっては、それに応じた保育スペースの確保やより多くの保育士を配置する必要がありますが、既存の保育スペースに限りがあること、また、市内複数の保育園で保育士不足が課題となっていることから、少人数保育の実現は難しい状況です。

引き続き保育士確保を進めてまいります。

(所管：保育課)

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園及び幼保連携型認定こども園で勤務する常勤職員1人につき月額10,000円を補助し、保育士等の処遇改善を行っています。また、保育士の宿舍借上支援事業についても実施しています。

今後についても、国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

(所管：保育課)

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象外として、これまで実費徴収している

主食費に加えて副食費が実費徴収の対象となりましたが、国では、保育料無償化の実施に伴い、その趣旨に反して負担が増える世帯が発生しないよう、副食費の免除対象を拡充しました。

本市においても、国の基準に基づいて年収360万円未満及び第3子以降の子どもについては、副食費を免除しています。

(所管：保育課)

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

市内小規模保育施設及び家庭保育室を含む認可外保育施設に対して、年1回定期的に立入調査を実施しています。また、必要に応じて、随時立入調査を実施する場合があります。

(所管：保育課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

本市においては、現在、保育所の統廃合の予定はありません。また、保護者の育児休業取得による在園児の退園勧告は行っていません。

(所管：保育課)

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

令和3年度に第四及び東野放課後児童保育室の整備を行いました。また、令和4年度については、東北放課後児童保育室の整備を行い、令和5年度から供用開始する予定です。

狭あい化している施設については、今後の利用児童数などを参考に判断してまいります。

(所管：保育課)

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化しています

が、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

本市では、平成18年度から社会福祉法人新座市社会福祉協議会を、令和元年度から同協議会に加え、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を放課後児童保育室の指定管理者として運営を行っており、各指定管理者における支援員の採用計画及び給与等の処遇に関してはお答えすることができません。

しかしながら、本市としても、支援員は専門性が高く採用が比較的困難な職であると認識していますので、支援員を安定して雇用できるよう、勤務形態及び処遇等について両指定管理者と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については、本市では平成26年度から活用しており、今後も活用してまいります。

（所管：保育課）

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金における県単独事業分は、公立公営以外の形態で放課後児童クラブを運営している場合、支援員加算及び運営費加算がされるものです。同補助金については県の事業であることから、市として改善することは難しい状況です。

（所管：保育課）

**【こども医療費助成】**

**9. こども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

**【回答】**

現物給付の対象年齢については、市独自に通院・入院ともに15歳まで拡充して実施することとしています。

（所管：こども給付課）

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院のこども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

**【回答】**

近隣市の状況も参考に、入院分については高校3年生まで、通院分については中学3年生までを助成対象としています。今後については、市の財政状況や他自治体の状況を勘案しつつ、

事業の在り方について検討してまいります。

(所管：こども給付課)

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国のこども医療費助成制度創設及び県の助成対象年齢の拡大について、引き続き要望してまいります。

(所管：こども給付課)

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚生労働省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

本市では、生活保護の概要をまとめた「保護のしおり」を生活支援課カウンターに設置するとともに、相談時において、生活保護制度について分かりやすく説明しています。市のホームページにおいても、生活保護制度に関する案内とともに、「保護のしおり」を掲載し、分かりやすくお知らせをしています。

また、生活支援課に窓口案内担当を配置し、来庁者に積極的に声をかけて用件を伺うなど、相談に来られた方がためらうことのないように、丁寧な相談体制を整えています。

(所管：生活支援課)

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項の規定では、扶養義務者による扶養は保護に優先するものであるとされておりますが、保護の要件としているものではありません。しかし、保護を必要とされる方を扶養することができると思われる扶養義務者が扶養を履行していない場合に、市が何ら対応を行わず、そのまま保護費を支給することは、生活保護制度に対する市民の信頼を失うことになりかねません。

そのため、本市では国の通知に基づき、生活保護申請書を受理した後、民法で規定される扶

養義務者に対して扶養照会を実施していますが、当該扶養義務者に対して直接照会をすることが真に適当でない場合や、個別に慎重な検討を行った上で、扶養の可能性が期待できない場合は、扶養照会を行わないものとしています。

(所管：生活支援課)

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

本市では、生活保護のケースワーク業務の外部委託は実施していません。また、警察官OBの採用は現在のところありません。

(所管：生活支援課)

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護決定・変更通知書には、支給額や保護変更等の大切な内容が記載されていますので、通知書に不明な点がある場合は、生活保護利用者の方が正しく内容を理解できるようケースワーカーが丁寧な説明を行っています。

また、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、今後、国主導によりシステムの機能要件等について標準を設け、地方公共団体は標準準拠システムを利用する予定となっていることから、この機会に、分かりやすい書式の導入等について国へ適宜要望してまいります。

(所管：生活支援課)

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われ

ないようにしてください。

**【回答】**

ケースワーカーについては、他の職種と同様、業務量に対応できる適正な職員配置に努めています。今年度9月に実施する職員採用試験においても、社会福祉の採用区分を設け、社会福祉士の資格を有する者、社会福祉主事任用資格取得に必要な科目を修めて卒業した者等を募集する予定です。

令和4年4月1日現在の本市の現業職員数は、標準数を満たしています。今後も、被保護世帯の動向を注視し、必要な適正数を配置してまいります。

研修については、新規採用者を対象とする初任者研修を始めとして、職責や担当職務に応じた研修を実施するとともに、配属後、各職場のOJTにおいて、きめ細やかな指導に努めています。また、現業職員の研修として、定期的に生活保護制度及び他法他施策に関する勉強会を実施しているほか、積極的に各種研修に参加するなど、資質の向上に努めています。

(所管：人事課、生活支援課)

**6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください**

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

**【回答】**

社会福祉法に規定されている第2種社会福祉事業として設置された無料低額宿泊所は、一時的な起居の場所として認識しています。何らかの理由で居所を失い、保護の申請に至った場合、まずは居所の確保が喫緊の課題となるため無料低額宿泊所を案内していますが、利用に当たっては、利用者本人の同意に基づくこととしており、入居を強制することはありません。

今後も入居に際しては、自立に向けての説明を丁寧に行った上、本人の意思を尊重しつつ、適切に対応してまいります。

(所管：生活支援課)

**7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

**【回答】**

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の窓口を生活支援課に設置し、広く相談を受けています。

また、地域の民生委員及び関係機関との連携体制を整え、生活困窮に関する相談に対応できるように努め、保護の必要性がある場合には、相談者に生活保護制度を説明し、保護申請について案内を行っています。

(所管：生活支援課)